

西内委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、一問一答の発言順序等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 質疑並びに一般質問（一問一答）について

(1) 各会派の発言者数及び発言時間

西内委員長 初めに、各会派の発言者数及び発言時間についてである。
 1 ページの資料 1 に記載のとおり、自由民主党が 7 人で 300 分、日本共産党が 2 人で 100 分、県民の会が 2 人で 65 分、一燈立志の会が 2 人で 65 分、公明党が 1 人で 50 分、自由の風が 1 人で 20 分との届出があったので、御了承願う。

(了 承)

(2) 質問者の発言順序等

西内委員長 次に、質問者の発言順序等についてである。
 発言順序については、2 ページの資料 2、日程案を御覧願う。
 申合せでは、原則として会派の所属議員数の多い順とし、一巡後は、一会派に片寄らないようにするとのことであるので、
 10月3日火曜日の午前中は、自由民主党、日本共産党
 午後は、県民の会、一燈立志の会、公明党、自由の風、
 自由民主党
 10月4日水曜日の午前中は、日本共産党、県民の会、一燈立志の会
 午後は、自由民主党、自由民主党、自由民主党、自由民主党、
 自由民主党
 の順序にしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。
 審議時間については、10月3日は4時間45分、10月4日は5時間15分、また休憩は議長判断で適当な時期に取ることで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(3) 発言時間等

西内委員長 次に、発言時間等についてである。
 各議員の持ち時間の範囲内で答弁も含めて終わるように、また発言者は議長の許可を得た後、発言するというので、御協力願う。
 以上、ここまでが一問一答についてである。

2. 議会デジタル化検討小委員会の組織について

西内委員長 次に、議会デジタル化検討小委員会の組織についてである。
 9月15日に開催された小委員会において、委員長に土居央委員を互選した旨、通知があったので御報告する。

3. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

西内委員長

次に、その他についてである。
まず、意見書・決議案の提出期限についてであるが、会派提出の意見書・決議案がある場合は、一括質問最終日9月29日金曜日の本会議終了後、1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。

(2) 発言の訂正

西内委員長

次に、4ページの資料3、発言の訂正についてである。
この件について、総務部長から発言を求められている。総務部長、どうぞ。

徳重総務部長

9月議会開会日に発言した知事提案説明において、発言に1か所誤りがあり、9月21日付で知事から議長あてに発言訂正願を提出させていただいた。議会での発言及び議場に配付させていただいたものであることを踏まえ、チェックの手順を見直すなど、これまで以上に徹底し再発防止を図ってまいりますので、何とぞよろしく願います。

西内委員長

この件については、資料3のとおり、9月21日付で訂正願が提出され、議長において受理されている。
また、既に全議員に対してその写しを配付してあるので、御了承願う。

(了 承)

(3) その他

西内委員長

最後に、その他である。
執行部説明員の欠席についてであるが、人事委員長から、澤田人事委員会事務局長が病気のため本日から9月29日までの3日間本会議を欠席するとの届出があったので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

ほかに、その他で何かないか。

西森(雅)委員

一般質問での持込みについてのお願いがある。明日の寺内憲資議員の一般質問において、書籍を持込みさせていただきたいというのが一つ。それともう一つ、一問一答の西森美和議員の、パネルの持込みもしくはスクリーンへの投影の許可をいただければと思う。

西内委員長

ただいま、公明党の西森雅和委員から、同じ会派である寺内議員及び西森美和議員が質問に際し、議場に現物を持ち込むことを許可願いたい旨の申出があった。
この件について、いかがでしょうか。

岡田(芳)委員

スクリーンについて、私が一度動画を流させてもらったときに、音声は本会議では出せないということだったが、音声の予定はないか。

西森(雅)委員

音声の予定はない。

西内委員長

それでは、寺内議員及び西森美和議員が議場へ現物を持ち込むことを許可するというので、御異議ないか。

R5.9.27 議会運営委員会

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
なお、西森美和議員については、議場へ持ち込む資料がスクリーンを使用する方式になる可能性があるとのことであるので、その場合には事務局から各委員に連絡させることとする。
ほかに何かないか。

(な し)

西内委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、10月4日水曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託及び意見書・決議案の送付先等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。